

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 法人の概要

事業者名称	医療法人社団 山本メディカルセンター
代表者役職・氏名	理事長 齋藤真理子
所在地	〒249-0005 神奈川県逗子市桜山 3-16-1
連絡先	TEL046-872-0009 FAX046-872-0019
法人設立年月日	平成 8 年 4 月 24 日
ホームページ	https://yamamedi-houkan.com/

2. 事業所の概要

事業所名称	山本メディカルセンター訪問看護ステーション
所在地	〒249-0005 神奈川県逗子市桜山 3-16-1
事業所番号	神奈川県 1462590065 号
所長役職・氏名	管理者 新屋敷優子
連絡先	TEL046-872-0100 FAX046-872-2888
サービス提供地域	逗子市、葉山町、横須賀市、横浜市金沢区、鎌倉市、 それ以外の地域は要相談

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤兼務)
看護師	病状の観察・医療的処置の実施及び指導、 看護・介護技術の実施や各種ケアを行います。	9名(常勤) 3名(非常勤)
言語聴覚士	病状の観察、リハビリテーションの実施、および 指導を行います。	1名(常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	2名(常勤) 1名(非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
営業日 = 月 ~ 金 休業日 = 土・日・祝日・年末年始(12/30-1/3)	午前 9 時から午後 5 時まで

※営業時間外はお電話いただいても受け取れません。あらかじめご了承ください。

※ご利用者様の状況に応じて、営業時間以外での訪問看護を承っております。

5. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

【事業の目的】

<p style="text-align: center;">法人理念</p> <p style="text-align: center;">一人ひとりかけがえのない充実した人生を歩んでいただくため 個々の生活スタイルにあった医療・福祉サービスを提供して社会に貢献し すべての人から『信頼』と『安心』を寄せられる医療・福祉機関を目指します</p>
<p style="text-align: center;">基本理念</p> <p style="text-align: center;">ご利用者様・ご家族様に寄り添い、目標を一緒に考えていきながら、 すべての人が最期まで「その人らしい人生を送る」ことを支援します。</p>

上記に示す当法人基本理念に沿い、ご利用者様・ご家族様のどちらの立場も尊重し、生活の確保・向上に向けて支援を提供することを目的とします。

【事業の運営方針】

- ①ご利用者様の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- ②訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- ③質の良い訪問看護サービスを提供するため訪問看護従事職員の研修を行い、資質の向上を図ります。
- ④利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑤事業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者様・そのご家族様の秘密を保持します。

6. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション
 - ・看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
 - ・言語聴覚士 嚥下機能訓練、構音訓練、高次機能訓練など
- ④ 療養生活の支援や介護方法の提案
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

7. 訪問看護サービス利用料金、サービスに係る加算

- ・「訪問看護サービス利用料金・サービスに係る加算一覧表」 参照 (10 頁)

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

相談方法	電話、FAX、電子メール
開設時間	月～金 午前9時から午後5時まで
連絡先	電話 046-872-0100 FAX 046-872-2888 メールアドレス:ymc-houkan@yamamedia.or.jp ※メール返信には数日お時間をいただきます。 お急ぎの際にはお電話ください。
担当者	新屋敷優子(管理者・訪問看護師)
その他	相談については、担当者またはその他の訪問看護師が対応します。 利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

- その他、お住まいの自治体及び国保連合会にも苦情申し立て等ができます。

神奈川県 国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地:神奈川県横浜市西区楠町 27-1
	電話番号:045-329-3400
	対応時間:月～金曜日 9:00～17:00
逗子市役所 福祉部・高齢介護課介護保険係	所在地:逗子市逗子 5-2-16
	電話番号:046-872-8116
	対応時間:月～金曜日 9:00～17:00
葉山町役場 福祉課	所在地:三浦郡葉山町堀内 2135
	電話番号:046-876-1111
	対応時間:月～金曜日 8:30～17:00
横須賀市役所 福祉部 介護保険課 給付係	所在地:横須賀市小川町 11 分館 2 階
	電話番号:046-822-8253
	対応時間:月～金曜日 8:30～17:15
鎌倉市役所 健康福祉部 高齢者いきいき課	所在地:鎌倉市御成町 18-10 本庁舎 1 階
	電話番号:0467-61-3947
	対応時間:月～金曜日 8:30～17:15
横浜市金沢区役所 高齢・障害支援課	所在地:横浜市金沢区泥亀 2-9-1
	電話番号:045-788-7868
	対応時間:月～金曜日 8:45～17:00

訪問看護サービス利用料金・サービスに係る加算一覧表

保険適用料金

1. 介護保険

●負担額計算方法

- ①報酬単位×逗子地域区分単価(4級地)10.84=A(小数点以下切り捨て)
- ②A×0.9(1割負担の場合。2割負担の場合は0.8 3割負担の場合は0.7をかける)=B
- ③A-B=利用者負担額となります。

●夜間早期・深夜訪問時間

夜間早期(6-8時・18-22時):基本料金の25%増、深夜(22-翌6時):基本料金の50%増

保険料金

基本料金および加算料金		単位数	利用料 (10割)	利用者負担額			
				(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
基本 料金	要 介 護	20分未満	314	3,403円	341円	681円	1,021円
		30分未満	471	5,105円	511円	1,021円	1,532円
		30分以上1時間未満	823	8,921円	893円	1,785円	2,677円
		1時間以上1時間半未満	1128	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円
		理学療法士、作業療法士・言語聴覚士 1回20分 ※1	294	3,186円	319円	638円	956円
	要 支 援	20分未満	303	3,284円	329円	657円	986円
		30分未満	451	4,888円	489円	978円	1,467円
		30分以上1時間未満	794	8,606円	861円	1,722円	2,582円
		1時間以上1時間半未満	1090	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円
		理学療法士、作業療法士・言語聴覚士 1回20分 ※1	284	3,078円	308円	616円	924円
そ の 他 加 算	初回加算	I 退院当日	350	3,794円/月	380円	759円	1,139円
		II 退院当日以外	300	3,252円/月	326円	651円	976円
	緊急時訪問看護加算	I	600	6,504円/月	651円	1,301円	1,952円
	特別管理加算	I	500	5,420円/月	542円	1,084円	1,626円
		II	250	2,710円/月	271円	542円	813円
	口腔連携強化加算		50	542円/月	55円	109円	163円
	ターミナルケア加算		2500	27,100円/月	2,710円	5,420円	8,130円
	※要介護のみ						
	退院時共同指導加算		600	6,504円/回	651円	1,301円	1,952円
	サービス提供体制強化加算	II	3	32円/回	4円	7円	10円
	看護体制強化加算(要介護のみ)	II	200	2,168円/月	217円	434円	651円
	複数名訪問看護加算(I)	30分未満	254	2,753円/月	276円	551円	826円
		30分以上	402	4,357円/月	436円	872円	1,308円
複数名訪問看護加算(II)	30分未満	201	2,178円/月	218円	436円	654円	
	30分以上	317	3,436円/月	344円	688円	1,031円	

※1: 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問は20分以上を1回とする。40分以上の訪問の場合は2回分となり、1日3回までが限度となる。

2. 定期巡回訪問看護

基本料金および加算料金		利用料 (10割)	利用者負担額			単位数	内 容
			(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)		
基本 料金	要介護1-4	32,021円	3,203円	6,405円	9,607円	2954	ひと月あたりの訪問看護サービス料
	要介護5	40,595円	4,060円	8,119円	12,179円	3745	

※月の途中からのサービス利用の場合には、利用期間による日割り計算(基本単価=97単位)となります。

※短期入所系サービス利用時には、日割り計算を行います。

3. 医療保険

基本料金および加算料金		分類		利用料	利用者負担額			
				(10割)	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
基本料金	基本療養費Ⅰ	週3日目まで		5,550円/日	555円	1,110円	1,665円	
		週4日目以降		6,550円/日	655円	1,310円	1,965円	
	基本療養費Ⅱ(同一建物居住者)	2人	週3日目まで		5,550円/日	555円	1,110円	1,665円
			週4日目以降		6,550円/日	655円	1,310円	1,965円
		以上3人	週3日目まで		2,780円/日	278円	556円	834円
			週4日目以降		3,280円/日	328円	656円	984円
	基本療養費Ⅲ	在宅療養前の一時的泊		8,500円/日	850円	1,700円	2,550円	
	精神科基本療養費Ⅰ	週3日目まで						
		30分未満		4,250円/日	425円	850円	1,275円	
		30分以上		5,550円/日	555円	1,110円	1,665円	
週4日目以降								
30分未満		5,100円/日	510円	1,020円	1,530円			
30分以上		6,550円/日	655円	1,310円	1,965円			
管理料金	管理療養費	1日目	機能強化型2	9,800円/日	980円	1,960円	2,940円	
			上記以外	7,670円/日	767円	1,534円	2,301円	
		2日目以降		3,000円/日	300円	600円	900円	

その他加算	夜間・早朝加算	6-8時、18時-22時の訪問	2,100円/回	210円	420円	630円
	深夜加算	22時-翌日6時までの訪問	4,200円/回	420円	840円	1,260円
	休日加算	営業日以外の訪問	1回につき3,300円(税込み)			
	長時間訪問看護加算(注1)	90分以上のサービス時	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円/日	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円/日	200円	400円	600円
	24時間対応体制加算Ⅰ		6,800円/月	680円	1,360円	2,040円
	特別管理加算	I	5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
		Ⅱ	2,500円/回	250円	500円	750円
	乳幼児加算	6歳未満	1,300円/日	130円	260円	390円
		超重症児等	1,800円/日	180円	360円	540円
	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	訪問看護医療DX情報活用加算		50円/月	5円	10円	15円
	訪問看護ベースアップ評価料	I	780円/月	78円	156円	234円
	退院支援指導加算	90分未満	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		90分以上	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	退院時共同指導加算	退院前カンファレンスを行った場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	急変に伴いカンファレンスを行った場合月2回	2,000円	200円	400円	600円
	情報提供療養費	市町村等・入院入所先へ情報提供	1,500円/月	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	死亡日以前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
複数名訪問看護加算	看護師2名	4500円	450円	900円	1350円	
	1名は看護補助者	3000円	300円	600円	900円	

4. 保険適用外料金

交通費	介護保険適用訪問看護	通常の実施地域：逗子市、葉山町、横須賀市、鎌倉市、横浜市金沢区	無料
		実施地域を越えた地点から、片道概ね1km以上につき	30円
	医療保険及び自費訪問看護	片道2km未満	無料
		片道2～5km未満	165円
		片道5～10km未満	330円
	片道10km以上	550円	
全額自費訪問看護		平日30分ごと	3,300円
※保険適用で90分以上延長の場合も同様		休日30分ごと	4,950円
割増料金	夜間早朝割増	午前6～8時、午後6～10時のサービス提供時	+25%増
	深夜割増	午後10～午前6時のサービス提供時	+50%増
エンゼルケア料金		※死亡時のお世話に係る物品代及び処置料 別途、保険適用外訪問看護料金がかかります	16,500円
キャンセル料		訪問前日17時までキャンセルのご連絡をいただける場合	無料
		訪問前日17時以降当日※利用者様の容態急変など緊急時の場合を除く	2,200円

注1：長時間訪問看護加算の算定条件は、特別管理加算算定者・特別訪問看護指示書を受けている者です。15歳未満の重症児ではない利用者は、週1回、15歳未満の重症児は週3日を限度として、90分以上の訪問看護を利用された場合は加算させていただきます。

なお、算定条件(特別管理加算算定者・特別訪問看護指示書を受けている者・15歳未満の重症児)に当てはまらない場合には、超過分は自費にて料金を請求させていただきます。

注2：医療保険の場合、別途有料駐車場を使用せざるを得ない場合、実費を請求させていただきます。

訪問看護サービスに係る加算について

訪問看護サービスに係る加算は、利用者の希望で選択する緊急時訪問看護加算・24 時間対応体制加算を除き、体調や状況に応じて、適宜追加・削除をさせていただきます。

(※料金表参照)

●特別管理加算（介護保険・医療保険共通）

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。（別表8）

特別管理加算（Ⅰ） （重症度が高い）	特別管理加算（Ⅱ）
在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅人工呼吸指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

●複数名訪問加算（介護保険・医療保険共通 料金表参照）

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等または看護師と看護補助者等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

介護保険加算

●看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ） ※月1回の加算

次に掲げる施設的基準のいずれにも適合する場合に加算されます。

- ・算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。
- ・算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。
- ・Ⅰはターミナルケア加算算定者が12ヶ月間で5名以上、Ⅱは1名以上。

●サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ） ※サービス1回ごとの加算

次に掲げる人的基準のいずれにも適合する場合に加算されます。

- ・看護師等の総数のうち、勤続年数が次の年数以上の者の占める割合が、100分の30以上であること。Ⅰ：7年以上 Ⅱ：3年以上
- ・看護師個別の研修計画を作成し実施していること。・定期健康診断の実施。
- ・利用者に関する情報伝達、技術、サービス向上等を目的とした定期的な会議の開催。

医療保険加算

●訪問看護ベースアップ評価料 I ※月 1 回の加算

看護師等の処遇改善の為、厚生労働大臣が定める人的基準に適合する場合に加算されます。

●訪問看護医療 DX 情報活用加算※月 1 回の加算

次に掲げる施設の基準のいずれにも適合する場合に加算されます。

- ・オンライン請求に取り組んでいる
- ・オンライン資格確認・電子カルテ情報共有サービスの導入等に取り組んでいる。
- ・上記について訪問看護ステーション内に掲示、原則ウェブサイトに掲載している

●難病等複数回訪問看護加算

厚生労働大臣が定める疾病等(別表7、8)の利用者・特別訪問看護加算を受けている利用者と、同一日に複数回訪問した場合には、難病等複数回訪問看護加算が加算されます。

1日に2回訪問 4,500 円

1日に3回以上訪問 8,000 円